

豊中市立少路小学校PTA会則

第1章	名 称	第 1 条	本会は、豊中市立少路小学校PTAと称し、事務所を少路小学校内におく。
第2章	目 的	第 2 条	本会は、保護者と教職員が協力して、児童の健全な成長をはかることを目的とする。
		第 3 条	本会は、前条の目的をとげるために次の活動を行う。 1. 学校・家庭および社会における児童福祉の向上につとめる。 2. 会員相互の協力によって民主教育の推進につとめ、あわせて社会人としての教養の向上をはかる。 3. 学校の教育的活動に協力し、教育環境の整備をはかる。
第3章	方 針	第 4 条	本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動を行う。 1. 本会は、非営利的で宗教および政党には関与しない。 2. 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配も介入も受けない。 3. 本会は、児童・青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関に協力することができる。 4. 本会は、学校管理運営事項に干渉しない。
		第 5 条	本会の会員となることのできる者は、次のとおりである。 1. 本校に在籍する児童の保護者。 2. 本校に勤務する校長および教職員。
			第 6 条
		第5章	会 計
第 8 条	本会の会費は、児童ごとに月額200円とする。会費の納入については月毎を原則とするが、一時に前納することもできる。		
第 9 条	本会の経理は、総会で認められた予算にもとづいて行われ、会計監査員の監査を経て総会に報告されなければならない。		
第 10 条	本会の会計年度は、4月1日から翌年3月末日までとする。ただし、新年度予算成立までの経理は暫定措置として役員の責任において前年度予算の10分の1の範囲内で予算を執行することができる。		
第6章	役 員	第 11 条	本会の役員は、次のとおりとする。 1. 会 長 1名（保護者） 2. 副会長 若干名（保護者） 3. 書 記 若干名（保護者または教職員） 4. 会 計 若干名（保護者または教職員）
		第 12 条	役員の任期は1年とする（家庭単位）。ただし、本人の希望があれば再度役員をすることができる。
		第 13 条	役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、総会・運営委員会・全体委員会を招集し、会務を統轄する。また、各委員会の報告を受ける。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代理をつとめる。
3. 書記は、総会・運営委員会の議事および本会の活動に関する重要事項を記録し、各種の会合について通知する。
4. 会計は、総会で承認を受けた予算にもとづいて、会員の閲覧に備えるとともに新年度総会において決算報告をする。いっさいの会計事務を処理し、会計簿はいつでも会員の閲覧に備えるとともに新年度総会において決算報告をする。

第7章	会計監査員	第14条 第15条	<p>本会の経理を監査するため、会計監査員2名をおく。</p> <p>会計監査員は、毎年2回（10月・4月）に定例監査を行い、新年度総会でその結果を報告する。</p>
第8章	役員・会計監査員の選出	第16条	<p>役員定数の変更ならびに役員・会計監査員の選出方法は、細則で定める。</p>
第9章	総会	第17条 第18条 第19条 第20条	<p>総会は、本会の最高議決機関であって全会員をもって構成される。</p> <p>総会は、会長が招集し、定足数は委任状を含め会員の5分の1とし、議決は出席者または返答者の過半数の賛成による。配付・配信による総会の場合も同様とする。</p> <p>総会は、次の定例総会を含めて、年2回以上開催する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新年度総会は、前年度事業報告・会計決算報告・会計監査報告・新年度事業計画案および予算案の承認を行う。 2. 年度末総会は、役員・会計監査員の選出を行う。 <p>臨時総会は、運営委員が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合に会長が招集する。</p>
第10章	運営委員会	第21条 第22条 第23条 第24条	<p>運営委員会は、本会の役員・常置委員会委員長（委員長事故あるときは副委員長が代行する。）・校長・教頭をもって構成する。</p> <p>運営委員会の開催は、毎月1回を原則とし、会長は必要に応じて臨時に招集することができる。定足数は、構成員の3分の2とするが、やむを得ず不参加の場合は事前に委任する。</p> <p>運営委員会は、会則ならびに総会の決議にもとづいて本会を運営し、議案の作成・総合調査・各委員の行事計画・その他の総括的重要事項について審議する。</p> <p>運営委員会が特に必要と認めた者は、出席して意見を述べることができる。</p>
第11章	全体委員会	第25条 第26条 第27条	<p>全体委員会は、運営委員会と常置委員会の全委員で構成する。</p> <p>全体委員会は、必要に応じて会長が招集し、運営委員会より提出された重要事項を協議する。ただし、細則改正にあたっては議決機関にもなる。</p> <p>全体委員会の定足数は、委任状を含む構成員の5分の3とし、議決は出席者の過半数の賛成による。</p>

第12章	常置委員会	第 28 条	本会の活動に必要な事項を調査立案し、これを執行するため生活指導委員会をおく。 (A) 生活指導委員会 (イ) 児童の校外生活における安全確保と健全育成につとめる。 (ロ) 地区の連絡調整を計るため、小委員会を組織することができる。
第13章	特別委員会	第 29 条	本会は、必要に応じて特別委員を設けることができる。特別委員は、その任務が終わるとともに自動的に解散する。委員は必要に応じて運営委員会に出席して意見を述べるすることができる。
第14章	校 長	第 30 条	校長は、本会のすべての会合に出席して意見を述べるすることができる。
第15章	役員・委員 の欠員補充	第 31 条	役員および委員に欠員が生じた場合の補充方法は、細則で定める。
第16章	細 則	第 32 条	本会の運営に関し必要な細則は、総会において会則と同様に改正できる。ただし、この会則に反しない限りにおいては全体委員会の議決を経て制定、または改廃できる。その場合、運営委員会は、その結果を次期総会に報告しなければならない。
第17章	会 則	第 33 条	この会則に疑義を生じた場合は、運営委員会の解釈にしたがい、不満の点は一般社会の通念によって補う。
		第 34 条	この会則の改正は、総会において出席者または返答者の3分の2以上の賛成を必要とし、改正案は総会の10日前に全会員に通知しておかなければならない。配付・配信による総会の場合も同様とする。

附 則

- 1 この会則は、昭和49年9月28日から実施する。
- 2 この改正は、昭和56年4月1日から実施する。
- 3 この改正は、平成10年4月1日から実施する。
- 4 この改正は、平成19年3月3日から実施する。
- 5 この改正は、平成21年2月28日から実施する。
- 6 この改正は、平成24年2月25日から実施する。
- 7 この改正は、令和4年4月1日から実施する。

細 則

第1章	役員・会計 監査委員の 選出	第 1 条	次期運営委員の選出は、次の方法により行う。なお、選出は家庭ごととする。 1. 次期運営委員の候補者を定める手続きは運営委員で行う。 2. 立候補を募る。 会員は、立候補する本人の氏名・児童の所属する学年、組・立候
-----	----------------------	-------	---

補する役職名を運営委員に届出るものとする。

3. 立候補を募った後、運営委員定数に不足する場合は、抽選にて候補者を選出する。（※過去にPTAの作業に関わった経験の少ない、かつ免除対象ではない会員より選出）なお、抽選では補欠を含め選出する。
4. 運営委員は、本人の同意を得て次期運営委員選出（年度末総会）の10日前までに各次期運営委員候補者の氏名・児童の所属する学年、組を全会員に通知する。
5. 役員定数ならびに役員は、年度末総会の承認を得て決定する。ただし、前項により役員定数をこえる候補者がある場合は、無記名投票多数決で決定する。尚、候補者通知後年度末総会までの間に事故が生じた場合、補欠から充当する。ただし補欠が足りない場合、再度3項に基づき抽選をする。
6. 年度末総会にて役員選出後4月1日までの間に事故が生じた場合は、細則第3章「役員・委員等の欠員補充」により、新年度役員が欠員補充を行う。
7. 新役員は、4月1日より就任する。
8. 運営委員は、本会則第14条に定める会計監査員を総会に推せんし承認を受ける。

第2章 常置委員会
および特別
委員会の正
副委員長・
委員の選出

第2条 正副委員長および委員の選出は、次のとおりとする。

1. 生活指導委員以外の委員については、委員長が必要だと考えられる場合は運営委員で審議し、認められた場合、当該委員の互選により選出できる。
2. 副委員長は、当該委員の互選により選出する。ただし、必要に応じて、委員の選出に先立ち、委員長が指名することができる。
3. 各委員数は、社会情勢を鑑み、運営委員にて審議し、会員中より選出する。教職員委員については、教職員の互選により各委員会に所属する。
4. 生活指導委員会は、各地区（学校校外児童会地区編成）の実情を勘案して選出する。
5. 次の場合に限り、運営委員及び委員を辞退することができる。
 - (イ) 妊娠中の会員。
 - (ロ) 年度内に連続4ヶ月以上不在となる会員。
 - (ハ) 長期の病気・怪我等で外出困難な会員。(ニ) 乳幼児(その年の4月1日現在3歳未満)または未就園児のいる会員。
 - (ホ) 介護を要する同居家族がいる会員。
 - (ヘ) その他、年間を通じて委員としての活動に困難な事情を有する会員。ただし、運営委員会が認めることのできる事由に限る。

なお、上記の辞退理由に該当しても、本人が改めて従事することを了承した場合には委員に就任できる。

- 第3章 役員・委員等の欠員補充
- 第3条 役員・各委員会委員・会計監査員に欠員が生じた場合は次の方法で欠員補充を行う。ただし、任期は前任者の残任期間とする。
1. 役員および会計監査員に欠員が生じた場合。
 - (イ) 補充の必要の有無は、残任期間を勘案し、役員協議の上、会長が決定する。
 - (ロ) 補充の必要あるときは、会長は役員と協議の上、本人の了解を得て後任者を細則一条に定める抽選にて選ばれた補欠一番より決定する。
 2. 生活指導委員長および副委員長に欠員が生じた場合。
 - (イ) 当該委員会、または運営委員会において後任者を選出する。
 3. 委員に欠員が生じた場合。
 - (イ) 当該委員において補充の必要性を協議する。
 - (ロ) 補充の必要があるときは、後任者を再度募集する。

慶弔規定

- 第1条 (趣 旨)
 会員および児童の慶弔に関しては、喜びや悲しみをともにし、励まし、会員相互の友好と信頼を深めるために定める。
- 第2条 (対 象)
 この規程を受けるものは、次のとおりとする。
- (1) 児童
 - (2) 会員
 - (3) 学校関係者
 - (4) 役員で必要と認められた者
- 第3条 (運 営)
1. 傷病または不慮の災害にかかった場合は、運営委員会で協議し、お見舞いをする。
 - (ア) 学校教育活動下またはPTA活動下における事故により、1ヶ月以上にわたる療養を要するとき。5,000円+3,000円 (お花代)
 - (イ) 会員の家が火災・水害その他の事故によって起居に支障をきたしたとき。5,000円
 - (ウ) 児童が病気・けがにより、連続1ヶ月以上休業したとき。但し同一疾病一回限り。3,000円+3,000円 (お花代)
 - (エ) 教職員が病気・けがにより、連続1ヶ月以上休業したとき。但し同一疾病一回限り。3,000円+3,000円 (お花代)
 2. 弔事があった場合、次のとおり弔意を表す。

対 象	香 料	会 葬
児童・保護者会員	生花または檜一基と五千円	運営委員・地区生活指導委員
職員会員・学校関係者	同 上	運営委員
同上配偶者	生花または檜一基	同 上
同上子女	同 上	同 上

3. その他、この規定によりがたいときは、運営委員会で協議し決定する。

第 4 条 (附 則)

1. 会員・児童に慶弔が生じた場合は、すみやかに書記に連絡する。
2. 慶弔・見舞いにおける返礼は要しない。
3. 本規程により慶弔または見舞いをおくった場合、学年・学級もしくはその他の組織単位で慶弔または見舞いをしない。
4. この規定は、運営委員会において、3分の2以上の賛成により改正することができる。